

特別支援教育就学奨励費のお知らせ

犬山市教育委員会

犬山市では、市内小中学校に就学している障害のある児童生徒について、世帯の所得に応じて、学用品費などを支給する「特別支援教育就学奨励費」制度を行っています。

支給を希望される方は、就学する小中学校または学校教育課窓口に申請をしてください。

1. 対象となる方

犬山市に住所があり、市内の小中学校に就学する児童生徒の保護者の方で、次のいずれかに該当する方。

(1) 特別支援学級に就学する児童生徒の保護者

(2) 通常学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者

注1) 生活保護受給者は除きます。就学援助認定者は支給費目が一部のみ対象となります。

注2) 認定には、申請者世帯の所得状況を確認し、同一世帯の方全員(※)の総所得金額が犬山市教育委員会の定める所得基準を満たす必要があります。所得基準は、世帯構成により異なります。

※「同一世帯の方全員」というのは、住民票の世帯を別としている場合であっても生計を一としている方は同一世帯とみなします。

【判断基準】

区分	障害の程度 (学校教育施行令第22条の3の規定による基準)	判定方法	必要書類
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0・3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難(※1)な程度のもの	①身体障害者手帳の等級が2級以上のもの	①身体障害者手帳の写し
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	②身体障害者手帳の等級が3～6級のもののうち、左の基準に該当すると医師が診断したもの	②身体障害者手帳の写し、医師の診断書(犬山市指定様式)
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が1に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	療育手帳の判定がAのもの	療育手帳の写し
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行(※2)、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が1に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	①身体障害者手帳の等級が2級以上のもの ②身体障害者手帳の等級が3～6級のもののうち、左の基準に該当すると医師が診断したもの	①身体障害者手帳の写し ②身体障害者手帳の写し、医師の診断書(犬山市指定様式)
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療(※3)又は生活規制(※4)を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制(※4)を必要とする程度のもの	左の基準に該当すると医師が診断したもの	医師の診断書(犬山市指定様式)

※1 通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障害を改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること。

※2 歩行には、車いすによる移動は含まない。

※3 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。

※4 疾患により、運動や日常の諸活動(歩行、入浴、読書、学習等)及び食事の質や量が著しく制限されるものであること。

「特別支援教育就学奨励費」制度とは別に、「就学援助」制度があります。

経済的な理由により小中学校に支払う就学費用の負担でお困りの保護者の方に、学用品費などを援助する制度です。

詳しくは、市ホームページ(ページ番号1000889)をご確認ください。

2. 支給の内容

支給費目	対象学年	
	小学校	中学校
① 学用品費・通学用品購入費	全学年	全学年
② 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	1年	1年
③ 校外活動費（宿泊を伴うもの）	参加者	参加者
④ 校外活動費（宿泊を伴わないもの）	参加者	参加者
⑤ 修学旅行費	6年参加者	3年参加者
⑥ 学校給食費	全学年	全学年
⑦ 交流及び共同学習に要する交通費	全学年	全学年
⑧ 拡大教材費	全学年	全学年
⑨ オンライン学習通信費	全学年	全学年
⑩ 通学に要する交通費	全学年	全学年
⑪ 職場実習に要する交通費	-	全学年
⑫ 体育実技用具費	全学年	全学年

注1) ②は、4月1日で対象となる方に支給します（就学援助制度で新入学準備金の支給を受けた方は除きます）。

注2) ⑥は、令和8年度は給食費を徴収しません

【参考】支給額（例：令和7年度実績）

小学校2年生 約6,600円+給食費、中学校2年生 約14,000円+給食費

3. 申請手続き

(1) 特別支援学級に就学する児童生徒の保護者

6月頃に就学する学校より案内を送付します。

申請書に必要な事項を記入し、案内文に記載された期限までに就学する学校に提出してください。

※特別支援学級に就学する児童生徒の保護者のうち、受給を辞退する場合も、申請書を提出していただきます。

(2) 通常学級に就学する学校教育施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者

申請書と判定のための「必要書類」の提出が必要ですので、学校教育法施行令第22条の3に該当する場合は、学校教育課までご連絡ください。障害の程度に係る判定基準及び必要書類については、学校教育課窓口や市ホームページ（ページ番号1011192）にてダウンロードできます。

4. 注意事項

○就学にかかる費用を事後払いで支給します。学校からの集金は必ずお支払いください。

○収入がなかった方も、認定を受けるために市民税、県民税の申告を行ってください。

○申請内容に修正や誤りがあることが判明し、認定要件を満たさなくなった場合は認定を取り消すことがあります。

■問い合わせ先

犬山市教育委員会 学校教育課（市役所3階）〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36番地
電話：0568-44-0358 FAX：0568-44-0372 メール：070200@city.inuyama.lg.jp